

# 山梨県立中央病院検査部生化学・免疫等 検査機器更新事業者選定

## プロポーザル実施要領

平成30年10月22日

地方独立行政法人 山梨県立病院機構  
山梨県立中央病院

## 目 次

1	業務の概要	1
2	業務開始までの日程（予定）	1
3	参加資格並びに業務実施上の要件	1
4	参加申込手続き	2
5	質問書の提出及び回答	3
6	事前説明会・現地説明会	3
7	事業者候補者の選定	3
8	選定結果の通知および公表	5
9	選定対象からの除外及び事業者候補者決定の取り消し	5
10	契約手続き	5
11	その他	6
12	書類等の提出先・問い合わせ先	6
13	参考	7

この実施要領は、山梨県立中央病院(以下「本院」という。)が実施する山梨県立中央病院検査部生化学・免疫等検査機器更新事業者選定に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めるものである。

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

山梨県立中央病院検査部生化学・免疫等検査機器更新事業者選定業務

### (2) 業務内容

「山梨県立中央病院検査部生化学・免疫等検査機器更新事業者選定実施仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

### (3) 契約期間

平成30年12月1日から平成36年4月30日まで

ただし、準備期間を平成30年12月1日～平成31年4月30日までとし、費用の発生は平成31年5月1日以降とする。

### (4) 予定価格

契約期間における事業総額は、12億8,800万円(消費税及び地方消費税を除く)を上限とする。

## 2 業務開始までの日程(予定)

実施要項等の交付	平成30年10月22日(月)～11月15日(木)
質問受付期限	平成30年11月12日(月)
参加申込書類の受付期限	平成30年11月15日(木)
提案書のプレゼンテーション	平成30年11月21日(水)
審査(選定)結果の通知	平成30年11月28日(水)
仕様調整	平成30年11月30日(金)まで
契約締結(予定)	仕様調整後

## 3 参加資格並びに業務実施上の要件

次の要件を全て満たす法人に限り応募することができる。

### (1) 事業実績のある者

一般病床400床以上を有する日本国内の医療機関において、平成28年度以降に、仕様書と同等程度の業務を一体または単独で実施した経験を有する事業者であること。

### (2) 二次救急又は三次救急医療機関において、本公告から平成28年度以降に、仕様書と同等程度の業務を一体または単独で実施した経験を有する事業者であること。

### (3) 山梨県の物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成14年2月28日山梨県告示第64号)に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者

であること、または、参加申込書兼資格確認申請書（以下「参加資格確認申請書」という。）を提出するまでに、山梨県の物品等競争入札参加資格申請を完了している者であること。なお、関東甲信越静岡の都県において同等の資格を有する者も可とする。

#### （４）欠格要件のない者

次の①～④までのいずれにも該当しない者であること。

- ①法人税、消費税及び県税を滞納している者（県外事業者にあつては主たる事業所の所在都道府県税）
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたものを除く。）
- ③過去3年間に関係法令に違反したとして行政処分を受けた者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

#### 4 参加申込手続き

##### （１）参加申込受付期間（予定）

平成30年10月22日（月）～平成30年11月15日（木）

##### （２）参加申込書類

###### ◆参加申込書兼提案資格確認申請書（様式1）

- ①誓約書（様式2）
  - ②山梨県または関東甲信越静岡の都県の物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者であることを証した書類の写し
  - ③会社概要等整理表（様式3）
    - ア 発行後1年以内の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
    - イ 発行後1年以内の法人税、消費税及び県税に係る納税証明書
  - ④経営状況調書（様式4）

直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
  - ⑤契約実績一覧（様式5）

契約書の写し、受注証明書
  - ⑥組織・緊急支援体制（様式6）
- ###### ◆提案書（提案書様式1）
- [技術評価]
- ①提案内容書（提案書様式2/任意/会社概要等、構築体制、業務執行の組織・体制、保守管理・危機管理、自由提案 ほか）
  - ②機器配置図（提案書様式3/任意、A3サイズ1枚まで）

③見積書（提案書様式４－１）

④積算内訳書（提案書様式４－２）

（３）部数 正本１部 副本１０部（写し可）

（４）申込方法

「12 書類等の提出・問い合わせ先」まで持参又は郵送により申し込むこと。ただし、持参の場合は土日祝日を除く午前９時から午後５時までとし、郵送の場合、提出期間最終日まで必着とする。

## 5 質問書の提出及び回答

（１）受付期間（予定）

平成３０年１０月２２日（金）～平成３０年１１月１２日（月）

（２）質問方法

質問書（様式７）により、持参、FAX又は電子メールで「12 書類等の提出・問い合わせ先」へ提出すること。ただし、持参の場合は土日祝日を除く午前９時から午後５時までとする。

（３）回答方法

質問に対する回答は、質問者にFAX又は電子メールにより回答するとともに、山梨県立病院機構ホームページに随時掲載する。

山梨県立病院機構ホームページ：<http://www.ych.pref.yamanashi.jp/kiko/>

## 6 事前説明会・現地説明会

（１）開催日時（予定）

平成３０年１０月２６日（金）午後２時

（２）開催場所

山梨県立中央病院２階 看護研修室

（３）申込方法

事前説明会参加申込書（様式８）により、平成３０年１０月２５日（木）正午までに持参、FAX又は電子メールにより「12 書類等の提出・問い合わせ先」へ申し込むこと。ただし、持参の場合は土日祝日を除く午前９時から午後５時までとする。

## 7 事業者候補者の選定

山梨県立中央病院が設置する選定委員会が、提案書評価基準に基づき審査を行い、価格評価点と合算し、応募者から提出された提案書の中から最も優れた提案を行った者を事業候補者として選定する。

（１）価格評価

価格点＝{1－見積価格／（予定価格－消費税相当額）}×800点

なお、「検体検査管理加算Ⅳ」が算定できない契約方式については、同加算による5年分の増収見込み額106,250,000円（※）を見積価格に加えて計算する。

※（検体検査管理加算Ⅳ－検体検査管理加算Ⅱ－医師人件費）×0.5×5年により算出

## （２）技術評価

技 術 評 価	評 価 項 目	配 点
（１） 基本的要求事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社概要</li> <li>・ 組織体制・パートナーシップ</li> <li>・ 本社、営業所及び本院の所在地</li> <li>・ 提案方式による関東甲信越静エリアの実績</li> <li>・ 本院同規模病床施設の全国取引実績</li> </ul>	15点
（２） 構築体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務開始前の立上準備体制</li> <li>・ 検査機器搬入方法</li> </ul>	15点
（３） 業務執行の組織・体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社員の教育・研修の方法</li> <li>・ 検査試薬等の供給・管理体制</li> <li>・ 情報提供体制</li> <li>・ 新規検査項目の導入</li> <li>・ 契約満了後の機器の取扱</li> </ul>	80点
（４） 保守管理・危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査機器の保守管理体制</li> <li>・ 危機管理体制</li> </ul>	50点
（５） 自由提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記(1)～(4)事項以外で本院経営に資する提案</li> </ul>	40点

## （３）一次審査

- ・ 提出された参加申込書により資格審査を行う。
- ・ 一次審査の結果は平成30年11月20日（火）までに参加者に文書で通知する。  
なお、参加申込状況は、一次審査終了後に申込者数を機構ホームページに公表する。

## （４）二次審査

- ・ 一次審査通過者の書類審査及びヒアリング（プレゼンテーション・質疑）を実施する。ヒアリングは原則として一次審査通過者全員に対し行うが、一次審査通過者が多数となった場合、書類審査で複数者を選定したうえで行う場合がある。
- ・ 提案書に基づき、事業者が本院における業務運営の基本的考え方、業務の実施方法、技術提案等について説明し、その後、選定委員がヒアリングを実施する。
- ・ プレゼンテーション時間：1事業者当たり50分（事業者からの提案説明25分、質疑応答25分）程度とする。
- ・ プレゼンテーションは、非公開とする。

- ・プレゼンテーションへの参加人数は、1事業者4名以内とする。
- ・審査日：平成30年11月21日（水）（予定）時間及び場所はおって指定する。

#### （5）事業者候補者の決定

選定委員会により選定された最優秀提案者を事業者候補者として決定する。なお、最優秀提案者との契約が不調となった場合には次点者と交渉を行う。また、技術点が基準点に達しない場合には候補者として選定しない。

#### 8 選定結果の通知および公表

選定結果は、平成30年11月28日（水）（予定）までに応募者全員に文書で通知するとともに、山梨県立病院機構のホームページに掲載する。

#### 9 選定対象からの除外及び事業者候補者決定の取り消し

次の場合には、選定対象から除外及び事業者候補者の決定を取り消す。

- （1）参加者の資格を失ったとき。
- （2）提出した書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- （3）著しく社会的信用を損なう行為等により、本院の事業者としてふさわしくないと判断したとき。

#### 10 契約手続き

##### （1）契約書

本プロポーザルによって選定された事業者候補者を当該業務に係る見積書徴収の相手方とする。契約条項、単価及び業務仕様は、審査に用いた書類に基づき、協議により最終版に整えた上で確定し、契約書に添付する。

\* 価格評価に提出された見積単価（提案書様式4-1、4-2）は、審査において評価資料とするが、本業務に係る契約金額算定上の根拠となるものではない。

##### （2）契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条に該当する場合は、免除する。

##### （3）違約金

地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程第44条に該当する場合は、徴収する。

##### （4）支払方法

- ・前払金はなし
- ・一定期間（最低月単位以上）の実績払いとする。

##### （5）契約締結後、1の（3）の契約期間中に消費税法等が改正された場合は、消費税及び地方消費税に相当する額の変更を行う。

## 1 1 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。なお、これらの書類については、本プロポーザルにおける事業者候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (2) 書類の作成・提出、貸付手続きに関する一切の費用については、参加者の負担とする。
- (3) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (4) 参加申込書類の提出後、参加を辞退する場合は、提案辞退届（様式 1 1）を提出すること。

## 1 2 書類等の提出・問い合わせ先

山梨県立中央病院 企画経理課調度担当

〒400-8506

甲府市富士見1丁目1-1

電話 055-253-7111（内線2110）

FAX 055-253-8011

E-mail [yatake-zfsm@ych.pref.yamanashi.jp](mailto:yatake-zfsm@ych.pref.yamanashi.jp)



【参考】

**○地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程 抜粋**

(契約保証金の免除)

第26条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第二号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき
- 三 第3条、第4第2項、同条第3項又は第16条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に法人、国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- 四 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の7第2項の規定により、延納を認められた場合において、確実な担保を徴したとき
- 五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき
- 六 契約金額が50万円以下であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき
- 七 指名競争入札、せり売り又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約責任者が必要がないと認められたとき

**○地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程 抜粋**

(契約保証金)

第44条 落札者が契約を締結しない場合において、入札保証金の納付がないときは、第42条第1項に規定する入札保証金に相当する額を違約金として徴収しなければならない。

2 契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合において、契約保証金の納付がないときは、前条第1項に規定する契約保証金に相当する額を前条第3項の例により違約金として徴収しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

3 天災その他避けることのできない理由により契約期間内に契約を履行することができないと認められたときで、相手方の申請により履行期限を延期した場合を除き、遅延日数に応じ契約金額（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、契約金額のうち未履行部分に相当する額）につき年5%の割合で計算した金額を延滞違約金として徴収しなければならない。ただし、延滞違約金の全額が100円未満であるときは、これを徴収しない。

4 前項の延滞違約金を指定の期日までに納付しないときは、支払金額又は契約保証金の

うちから控除し、なお、不足するときは追徴しなければならない。